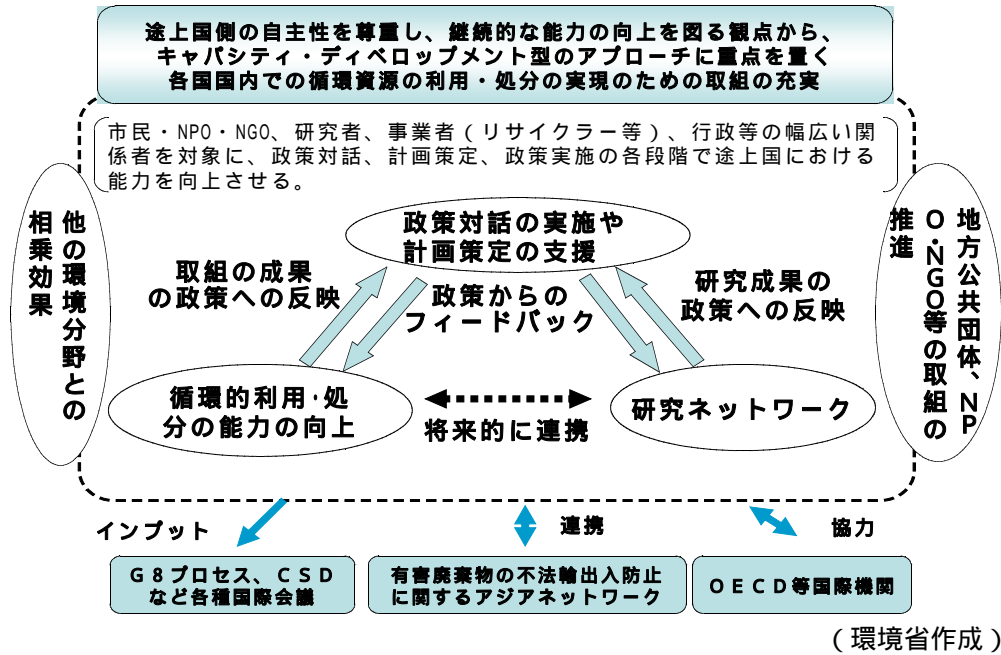


【図29 循環資源の適正処理の実現の取組のイメージ】



ア 政策対話の実施や計画策定の支援

東アジア地域等における取組を進めていく前提として、こうした国・地域の実態やニーズを的確に把握した上で、計画的に取組を進めていくことが必要である。特に、東アジア諸国等における廃棄物処理の状況や廃棄物処理・リサイクルの体制、我が国との循環資源の輸出入の状況等について、十分な事前調査を行うとともに、現行の日中韓環境大臣会合（TEMM）^{*37}の枠組み等も活用しながら、政策対話を進めることが重要である。

こうした政策対話の中では、韓国・台湾以外のほとんどの東アジア諸国では、リサイクルのための法制度や技術等が未整備であるといった状況を踏まえ、^{*38}こうした制度・技術面での支援に向け、我が国の経験や制度を活用していくとともに、その的確な実施のため、施策の実施体制も視野に入れた意見交換を行っていくことが重要となっている。特に、途上国等ではシステムを整備しても、その的確な執行（エンフォースメント）のための人材・体制が十分でないといった課題も指摘されており、こうした点も踏まえて対応を図っていくことが重要である。

*37 日中韓三カ国環境大臣会合は、北東アジアの中核である日本・中国・韓国の三カ国の環境大臣が一堂に会し、本地域及び地球規模の環境問題に関する対話を行い、協力関係を強化するため、1999年(平成11年)から、毎年開催しているものであり、循環型社会の形成についても議題の一つとなっている。

*38 東アジア諸国における法整備状況等については、参考資料12を参照。

さらに、政策対話を踏まえた具体の取組として、国連環境計画（UNEP）^{*39} や国連地域開発センター（UNCRD）^{*40} 等の国際機関とも連携しながら、我が国の循環型社会形成推進基本計画等を参考に、各国において、循環型社会の中核となる3Rの取組に関する計画・ビジョンの策定に結び付け、これに基づく具体的なプロジェクトの実施を図っていくべきであると考えられる。

特に、こうした計画においては、廃棄物の循環的な利用や、最終処分量の削減等に関して定量的な目標を設定していくことや、E-waste等の問題が深刻化している中で、我が国の家電リサイクル法の仕組み等を参考に、法制度を含めた廃棄物・リサイクルシステムの骨格を形成していくこと、計画の効率的・効果的な実施のための推進体制を整備していくこと等を記述していくことが考えられる。

イ 循環的利用・処分の能力の向上

廃棄物等の適正処理や3Rの推進のためには、技術発展やシステムの整備が重要な要素であり、こうした知見を有する中核的な人材・組織を育成し、こうした主体が緊密に連携して取組を進めていくことが取組を広げていく上で極めて重要となっている。特に、製品の高度化等による廃棄物の適正処理の困難化が進む中で、途上国を中心に、東アジア諸国では十分な処理技術が普及していないことや、人材や財政面での制約も強く、インフォーマル・セクターによる不衛生・非効率な資源回収が行われるなど、結果として十分な行政運営がなされない場合が指摘されている。^{*41}

こうした中で、我が国の経験からは、個人を対象とした従来型の研修ではなく、3Rの推進のための各国との政策対話や、これに即した3R推進の計画等を踏まえて、組織を対象とした効果的な能力向上を推進し、取組を長期にわたって進めていく体制を構築していくことが重要である。その際には、国際協力機構（JICA）等による既存の技術協力や研修との連携を図り、長期的に取組が継続するような組織・体制を充実させていく観点を重視し、現地に根ざした内発的・継続的な能力向上のプロセスを支援することに主眼をおくキャパシ

*39 UNEPは、1972年にストックホルムで「かけがえのない地球」を合言葉に開催された国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」及び「環境国際行動計画」を実施に移すための機関として、同年の国連総会決議（決議2997（XXVII））に基づき設立された国連機関。

*40 UNCRDは、「開発途上国における地域開発計画の策定とその計画の実施能力の強化」を活動の目的として、日本政府と国連の協定に基づき、1971年に名古屋に設立された中部地域で唯一の国連機関。

*41 例えば、小島委員により、フィリピンにおける鉛蓄電池のリサイクル状況の中で、インフォーマルセクターによる非効率な資源回収の事例が紹介されている。

ティ・ディベロップメント型のアプローチに重点を置くことが適当である^{*42}。
また、途上国等に欠けている能力を技術移転や技術協力で補っていくという従来のキャパシティ・ビルディング型のアプローチを組み合わせしていくことも重要である。

ウ 研究ネットワーク等の知識・技術基盤の整備

東アジア諸国等において循環資源の循環的な利用・処分の能力を向上させていくためには、日々進化している3R技術を中心に、有益な情報を適時・的確に把握できる知識・技術基盤を整備していくことが不可欠である。

具体的には、3R政策の立案・実施に必要となる科学的知見や、各国の3Rに関する政策情報やこれらの政策に対する評価等の情報を共有するための国際的な研究ネットワークを構築していくことが重要である。

その際には、廃棄物学会等、我が国における既存のネットワークを発展的に活用していくこととしていくほか、大学、公的研究機関の研究者に加え、政策担当者や民間事業者、NPO・NGO等の参画を得て、共同研究の実施や研究成果の発表を通して、相互交流・課題の共有等を進めていくべきである。

また、循環資源をめぐる国際的な重要性が増大している中で、こうしたネットワークが発展していくためには、我が国が3R技術の点で他の東アジア諸国をリードし、ネットワークに情報を発信し続けていくことが重要であることから、優れた技術が発明・育成されるよう、財政的支援の実施やネットワーク拠点を我が国に設置するなど、政府としても十分な取組を行っていく必要があると考えられる。

エ 地方公共団体やNPO・NGOによる取組の推進

地域の取組においては、国民一人ひとりの意識改革を行うことはもとより、地方公共団体やNGO・NPO等、地域の生活に根ざした関係主体の果たす役割がますます重要になってきている。

こうした中で、我が国では、公害克服・環境再生を成し遂げた経験を有する地方公共団体が、その経験を海外も含めた他の地方公共団体と広く共有し、アジア太平洋地域の主要都市における環境改善を図る「北九州イニシアティブ」による地方公共団体間でのネットワークに基づく取組が開始されており、その

*42 例えば、廃棄物協力の分野におけるキャパシティ・ディベロップメント支援の重要性について、指摘がなされている。(国際協力研究、通巻41号(2005年4月発行))

一層の発展を促進していくことが重要である。^{*43}

また、NPO・NGOについても、国際NPO・NGOによる世界規模での政策提言活動等と、市民団体等の地域NPO・NGO等による生活に根ざした取組とが連携し、市民生活・コミュニティに近い視点からの3Rの推進に向け、様々な政策提言がなされてきている。^{*44}

こうした状況を踏まえ、本年1月には、国のほか、地方公共団体、事業者、NPO・NGOが参加・連携し、3Rの活動を推進していくとともに、その優れた取組内容を海外にも発信していくプラットフォームとして「3R活動推進フォーラム」^{*45}が設立されているほか、我が国と中国・韓国との間で様々な関係主体が参画して3Rの活動を報告し、情報の共有を図る「日中韓3Rセミナー」も開催されている。こうした場を活用しながら、地方公共団体や、NPO・NGO等の積極的な参画を得て、東アジア各国の都市やコミュニティでの取組を推進していくことが重要である。

オ 他の環境分野との連携の促進

途上国等における不十分な技術による廃棄物処理は、他の環境分野にも悪影響を及ぼすこととなる。例えば、廃棄物等を野焼きした場合には、大量の二酸化炭素が発生し、地球温暖化の観点からも大きな問題を生じることとなるほか、大気・水等の汚染を生じさせるおそれも強い。

こうした中で、循環資源の適正な処理を進めていく際には、こうした他の環境分野の影響も勘案し、バイオマス等のエネルギー活用や、自然界の物質循環をも視野に入れた取組や、クリーン開発メカニズム(CDM)等、京都メカニズムに基づく制度の中で、廃棄物からのエネルギー回収を行うなど、他の環境分野との相乗効果を発揮する取組を促進していくことが重要である。

循環資源の不法な輸出入等を防止する取組の充実・強化

循環資源の不法な輸出入を始めとした違法行為は、それ自身が環境汚染をもたらすほか、各国内での適正処理の取組の効果を失わせることとなる。こうし

*43 「クリーンな環境のための北九州イニシアティブ」については、平成12年に国連アジア・太平洋経済社会委員会(UNESCAP)環境大臣会議において採択され、平成16年8月現在で、これに基づくネットワークには、アジア太平洋地域18ヶ国60都市が参加している。

*44 3Rイニシアティブ閣僚会合の際にも、354団体と6500人の市民が参画した9つの市民ネットワークにより、「3R市民フォーラム」が開催され、崎田委員から、3Rに対する市民団体の取組についての市民の立場からの提案がなされている。

*45 「3R活動推進フォーラム」は、従来の「ごみゼロパートナーシップ会議」を改組し、平成18年1月19日に設立された。

た中で、途上国等、国内法や国際協定上の環境保全義務が比較的緩く、財政・人材等の制約から十分な取締りを行えない国や地域に循環資源が集中し、環境保全上極めて大きな問題が生じることが懸念される。このため、東アジア諸国等を中心に、不法な輸出入等の防止に向け、循環資源の国際移動の状況の把握、規制対象物品の明確化、トレーサビリティの向上、不法輸出入防止のネットワークの充実、我が国の知的財産権の保護等により、取組の充実・強化を図っていくことが極めて重要となっている。

ア 循環資源の国際移動の現状把握・分析の高度化

循環資源の不法な輸出入を防止していくためには、こうした資源の国際的な輸出入の動向を的確に把握し、行政運営も含め、課題を的確に分析する仕組みが十分に機能していることが前提となる。特に、E - w a s t e については、環境負荷性・有用資源性の双方が高く、中古製品等、短期間に循環資源となるものとの関連も深いことから、これらの物品も視野に含め、その流通実態を適切に把握していくことが必要である。

そのためには、現在の輸出入管理を行う国際的な物品コード（HSコード）^{*46}の細分化等、中古家電やリサイクル目的の循環資源の輸出入が把握できる仕組みを検討していくことが重要である。その際には、「E - w a s t e ワークショップ」^{*47}等の場を活用し、こうした取組を現在行っているバーゼル条約事務局等の国際機関との連携を図るとともに、東アジア諸国等とも連携し、同様のコードを設定していくなど、より広範な地域において、効果的な取組を進めていくことが重要である。

イ 国際機関・諸外国と連携した規制対象物品の明確化

中古製品と循環資源の境界が不明確になっている中で、中古製品と偽装されたバーゼル条約の規制対象物品の国際的な移動を防いでいくことが重要となっているほか、バーゼル条約では、有害物質がどの程度含有されていれば有害廃棄物として規制対象となるかは明示されておらず、各締約国の判断に委ねられ

*46 HS は、「Harmonized Commodity Description and Coding System」の略であり、それぞれの物品ごとに、6桁目まではHS条約に基づいて国際的に統一されているほか、7桁目から9桁目までの数字については、国内で細分化している。また、バーゼル条約事務局では、世界関税機関（WCO）に対し、中古家電製品の位置付け等を行うHS条約の改正案を提案している。

*47 「E-waste ワークショップ」は、バーゼル条約締約国が進めている「アジア太平洋地域における E-waste の環境上適正な管理プロジェクト」の一環であり、平成17年11月に環境省、バーゼル条約事務局、国立環境研究所の共催により、第1回会合が小池環境大臣の出席の下、東京にて開催されている。

ている。国際的にも、使用済携帯電話等、比較的新しい循環資源について、その越境移動・回収のための解釈の統一化に向けて、現在取組が進められているところである。^{*48}

こうした中で、国際機関や関係諸国等と連携して、各国における規制対象物品の判断基準の差異を狭めていくためのガイドラインの策定等を検討することが考えられ、環境汚染の的確な防止、循環資源の円滑な移動の両面からも重要であると考えられる。

併せて、こうした仕組みが適切に運営されていくためには、税関職員等、取締機関の知識・手腕が重要となることから、政府内でも税関等の取締部局と環境省・経済産業省等の制度担当部局との連携を一層強化していくことが重要である。

ウ 循環資源等のトレーサビリティの向上

循環資源の違法な移動による汚染拡大を防止していくためには、資源が有効利用され、これに伴う廃棄物の適正処理も含めた循環資源の適正利用のシステムが構築されており、このシステムにおいて、実際に循環資源がどのような状態にあるか適時・的確に把握できる仕組みが重要である。そのため、EU等の取組^{*49}も参考にしながら、東アジア諸国等との間で、循環資源等の移動、保管、リサイクル、処分等に関する情報を電子データとして交換し、地域全体で管理していくシステムを構築していくことを検討していくことが考えられる。

その際には、我が国の技術・知見を活かして東アジア諸国等における電子マニフェストの導入を支援していくことや、我が国において、循環資源の国際的な移動を行っている事業者の情報を共有化していくことも重要である。

エ 不法輸出入防止に向けたネットワークの充実

上記のような取組を進め、循環資源の不法輸出入を防止していくためには、東アジア諸国等が連携し、地域全体でのネットワークによる対応を図っていかなければ、取締体制の弱い国等への不法な循環資源等の輸出入が行われることとなり、結果として全体の効果が失われることとなる。

このため、東アジア諸国等の法制度・政策に関する情報を横断的に概観でき

*48 例えば、バーゼル条約事務局では、使用済携帯電話の越境移動と回収についてのガイドラインを平成18年中に作成する予定としている。

*49 EUでは、例えば、ベルギー、オランダ、ドイツ、オーストリアの4ヶ国が、廃棄物の国際的な移動、受取確認、リサイクル・最終処分に係る情報を電子データとして交換するシステム（EUDIN（European Data Interchange for Waste Notification System））の構築を進めている。

る情報・知識基盤の整備を図るなど、我が国の提案により平成15年に開始された「有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」^{*50}の一層の充実・拡大を図っていくこと等が重要である。

オ 我が国の知的財産権侵害の防止

東アジア諸国等への企業進出が進む一方で、特許権等の知的財産権が十分に保護されない危険性が指摘されており、我が国の廃棄物・リサイクル技術についても、東アジア諸国の企業等との間で知的財産上の紛争が発生している。^{*51} こうした中で、関係府省が連携し、我が国の優れた廃棄物・リサイクル技術が海外で違法に侵害されることのないよう、知的財産権侵害の問題に対する我が国事業者への意識啓発の取組等を推進していくことも重要となると考えられる。

知的財産上の紛争の例

使用済フィルムを現像所より買い取り、自らフィルムなどを再装填したり、また韓国で販売された使用済フィルムを現地でフィルムの再装填を行い日本国内に輸入して販売していた業者に対し、同フィルムの製造業者が、特許権侵害などを理由に販売差し止め等を求めた事案が起こった。(平12.8.31東京地裁)

また、中国の会社が使用済プリンター用インクタンクにインクを詰め替えたものを輸入・販売を行った業者に対し、同インクタンクを製造した業者が特許権侵害等を理由に販売差し止め等を求めた主張が認められた事案が起こっている。(平18.1.31知財高裁)

循環資源の国際的な移動の円滑化

上記、のような循環資源の循環的な利用・処分の取組に合わせ、こうした取組が十分に機能していることを前提として、循環資源の持つ資源としての価値に着目し、その国際的な移動を通じ、より有効利用が促進されるような取組を進めていくことも考えられる。

しかしながら、このような取組については、国内の廃棄物・リサイクルシステムに影響を及ぼすおそれがあることから、国内処理の原則との整合性をとる必要があること、廃棄物等が途上国等に輸出されれば、環境汚染の拡大や途上国等の産業振興ニーズを損なうおそれがあること等を踏まえて、それぞれの循環資源の内容ごとに、慎重に検討を進めていくことが必要である。

*50 「有害廃棄物不法輸出入防止に関するアジアネットワーク」は、バーゼル条約の実施能力の向上及び関係国間での意見交換を目的に、平成16年東京で開催されたワークショップで構築が合意され、平成17年にも第2回ワークショップが東京で開催されている。

*51 例えば、我が国で製造された使用済フィルムを韓国で再装填し、我が国に再輸入して販売していた業者に対し、特許権侵害等を理由に販売差し止め等を求めた事案等が挙げられる。(平成12年8月31日・東京地裁)

ア 循環資源の輸出入の円滑化の検討

循環資源の需要や人件費等のリサイクル・コスト等の条件の相違により、テレビのブラウン管カレットのように、我が国よりも環境上適正な処理が海外において可能な場合が生じている。

こうした中で、廃棄物の輸出について、各種リサイクル法の整備による責任主体の拡大や、OECDルール等、バーゼル条約地域協定の充実といった状況の変化に合わせ、国外でも我が国と同様に適正処理が確保される場合には、円滑化を行っていくことも考えられる。

また、廃棄物・リサイクル技術の発展により、途上国等では適正処理が困難な有害廃棄物について、我が国では高度な処理・資源回収が可能な場合が生じている。^{*52} こうした有害廃棄物を我が国で受け入れることにより、国際的な3Rの推進や途上国における環境負荷の低減、我が国の希少資源の確保の観点から望ましい場合も考えられる。こうした場合には、循環資源の輸入について、円滑化のための個別のルールづくりを行っていくことも考えられる。

なお、このような取組を検討をしていく際には、国内外の関係者と十分な意見交換の蓄積を行い、その詳細について十分な理解を得ていく必要があることに留意することが必要である。

【図30 インジウムとそのリサイクルを行う施設等の例】



(出典：山田委員提供資料)

イ アジア共通の有害廃棄物のデータベースの構築

有害廃棄物の定義については、バーゼル条約上で有害物質の定義がなされているものの、その含有量・割合や評価の方法までは規定されておらず、各加盟国の裁量に委ねられている。このため、有害廃棄物の捉え方に各国の間で相違が生じ、その結果、循環資源の円滑な越境移動が行われない事例が生じている。^{*53}

また、バーゼル条約上の有害物質以外にも含めて、我が国やEUでは、有害物

*52 例えば、液晶テレビの製造に必要となる「インジウム」については、高い毒性を持ち、その適正処分には高度の処理技術が必要となるため、現時点で東アジアでは我が国以外では適正処分は不可能である。一方、その可採年数は約7.5年間と、その希少性も高くなっている。

*53 例えば、我が国でもフィリピン、インドネシア、マレーシア等との間で、規制対象物品について見解の相違が生じている事例が生じている。

質の内容・含有量等について、それぞれ基準を設けているが、アジア全体ではこうした基準が存在していない。

このような状況を踏まえ、アジアン・リスティングともいうべき、アジア全体での有害廃棄物等のリストを策定し、これを関係諸国との間で共有し、適宜更新するデータベースを構築することにより、こうした循環資源等の適正かつ円滑な移動を図っていくことが重要となっている。その際、我が国では、一定の範囲において、有害廃棄物の基準を整備していることから、こうした基準を活用し、将来的には、有害でないものも含め、循環資源等の包括的なリストの作成へ向けて検討を行っていくことも考えられる。

ウ 再製造物品等に対する貿易障壁低減の検討

現在、WTOドーハ・ラウンドにおける非農産品交渉等の場で、新品と同程度の安全性・耐久性を備えた再製造物品等について、貿易政策上、新品と異なる扱いを禁止すべきであるとの提案がなされている。^{*54}

こうした物品に対する貿易上の扱いの見直しについては、中古製品に関税等の輸入障壁を設けている途上国等に対して大きな影響があることや、新たなワーキンググループで行われているOECDにおける議論の動向等を踏まえて、関係府省が連携しつつ、今後の対応を検討していくことが適当であると考えられる。

*54 ドーハ閣僚宣言（平成13年11月14日）パラ31（貿易と環境）において、貿易と環境の相互支持性を高める観点から、環境関連の物品及びサービスに対する関税及び非関税障壁の削減又は適切な場合の撤廃について交渉を行うことが合意されている。